令和元年７月２５日開催

新庄市農業委員会第２６回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和元年７月）議事録

１．開催日時　　令和元年７月２５日（木）午前１０時００分

２．開催場所　　新庄農業基盤管理センター

３．出席委員（１７名）

１番　浅沼　玲子	２番　今田　則雄
３番　丹　　茂	５番　海藤　芳正
６番　笹　　行也	７番　鶴巻　浩美
８番　間　　真一	９番　須田　雄二
１０番　髙橋　敏行	１１番　齋藤　謙二
１２番　清水　哲夫	１３番　佐藤　啓右
１４番　下山　秀一	１６番　三原　康志
１７番　佐藤　喜代志	１８番　指村　貞芳
１９番　森　　良一	

４．欠席した委員（２名）

４番　星川　吉和	１５番　星川　豊

５．議事日程

日程第　１　議事録署名委員及び会議書記指名
日程第　２　議案第　１０２　号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程第　３　議案第　１０３　号　農地法第４条の規定による許可申請について
日程第　４　議案第　１０４　号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程第　５　議案第　１０５　号　農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請について
日程第　６　報告第　７６　号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程第　７　報告第　７７　号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
日程第　８　報告第　７８　号　地目変更登記に係る法務局からの照会について
日程第　９　報告第　７９　号　農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

６．出席した事務局職員

局　　長　　津藤　隆浩　　主　　査　　早坂　和弥
主　　任　　三宅　大輔　　主　　事　　長南　友紀

７．総会議長

浅沼　玲子

８．会議の概要

○議長

ただいまより、令和元年度新庄市農業委員会第２６回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席方の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は１７名です。欠席通告者は４番の星川吉和委員、１５番の星川豊委員の２名であります。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第２７条第３項の規定により、本第２６回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それでは議事に入ります。まず日程第１、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　ご異議ないようですので、議事録署名委員に３番丹茂委員と８番間真一委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三宅大輔君と長南友紀君を指名いたします。以上で日程第１を終わります。
　次に日程第２、議案第１０２号農地法第３条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第１０２号農地法第３条の規定による許可申請につきまして、萩野地区２件ございます。議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明。）
　なお、農地法第３条第２項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長
　ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、萩野地区１番について報告をお願いします。

○１８番
　議案第１０２号農地法第３条の規定による許可申請について、萩野１番について７月１９日に調査いたしました。経営移譲年金受給の為、また親子関係で再設定という事もあり、問題なしと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長
　それでは、萩野地区２番について調査報告をお願いします。

○７番
　萩野地区２番について、７月１９日に確認いたしました。経営移譲年金受給の為、また同一世帯でもあり、再設定でもあります。何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。

○議長
　ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１０２号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第１０２号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第３、議案第１０３号農地法第４条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第１０３号農地法第４条の規定による許可申請につきまして、稲舟地区１件、議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明）
　ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長
　ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは稲舟地区１番について調査報告をお願いします。

○５番
　議案第１０３号農地法第４条の規定による許可申請について、稲舟地区１番ですけども、７月１９日に現地確認と聞き取り調査を行いました。この農地は細長い形状で、もともと通路として使っていた所だったようです。また隣接する農地としては家庭菜園くらいですので、影響はないようですので宜しくお願いします。

○議長
　ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１０３号農地法第４条の規定による許可申請については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、異議なしと認めます。よって、議案第１０３号農地法第４条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第４、議案第１０４号農地法第５条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第１０４号農地法第５条の規定による許可申請につきまして、新庄地区２件と八向地区１件の計３件を議案書に基づきご提案申し上げます。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明）
　ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長
　はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは新庄地区１番について調査報告をお願いします。

○２番
　議案第１０４号農地法第５条の規定による許可申請について、新庄地区１番。７月１９日に現地確認しました。詳細は事務局の説明通り。問題無いと思いますので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、新庄地区２番について調査報告をお願いします。

○１３番
　７月１９日に確認しました。平成３０年の農地パトロール時に現地付近も回ったのですけども、内容については事務局説明の通りであり、問題ありませんでしたので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、八向地区１番について調査報告をお願いします。

○９番
　八向地区１番について、７月２１日に聞き取り調査しました。○○君は△△さんの孫であり、詳細については事務局説明の通りでありますので、宜しくお願いします。

○議長
　ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１０４号農地法第５条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第１０４号農地法第５条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第５、議案第１０５号農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第１０５号農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請につきまして、八向地区１件を議案書に基づきご提案申し上げます。
　（議案書を朗読し、変更申請内容を説明）
　ご審議よろしくお願いいたします。

○議長
　はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。

○１７番
　７月２０日の日に確認した結果、事務局説明のとおり問題ありませんでしたので宜しくお願いします。

○議長
　ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１０５号農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第１０５号農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　それでは報告案件に入ります。
　日程第６、報告第７６号農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局
　報告第７６号農地法第３条の３第１項の規定による届出につきまして、議案書に基づきご報告いたします。
（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第７６号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第７６号農地法第３条の３第１項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長
　次に日程第７、報告第７７号農地法第１８条第６項の規定による通知についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　報告第７７号農地法第１８条第６項の規定による通知につきまして、八向地区１件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
　（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第７７号農地法第１８条第６項の規定による通知について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第７７号農地法第１８条第６項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

○議長
　次に日程第８、報告第７８号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局
　報告第７８号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区１件につきまして、議案書に基づきご報告申し上げます。
　（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第７８号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第７８号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決承認されました。

○議長
　次に日程第９、報告第７９号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局
　報告第７９号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、新庄地区２件ございます。議案書に基づきご報告申し上げます。
　（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第７９号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

　　＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第７９号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案の通り可決承認されました。

　以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
　これにて、新庄市農業委員会第２６回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第１８条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和元年７月２５日

新庄市農業委員会

議事録署名委員　　丹　　茂

議事録署名委員　　間　真一